

七ヶ浜町
高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(平成 27 年度～平成 29 年度)

素案

平成 27 年 3 月

七ヶ浜町

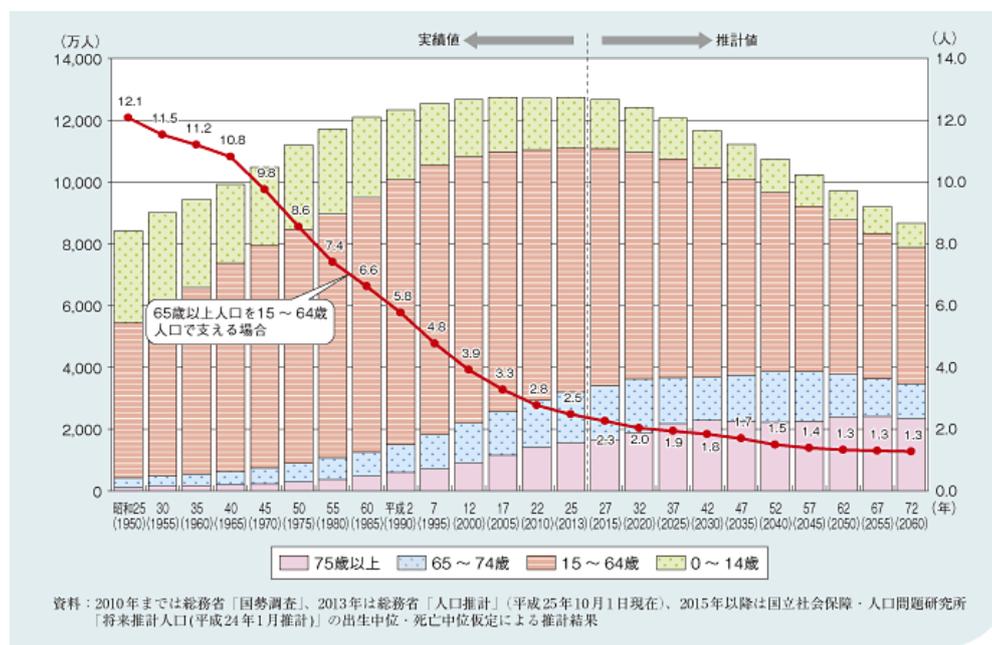
第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

我が国の平均寿命は平成25年現在、男性80.21歳、女性86.61歳となっており、将来さらに伸長することが予想されています。また平成25年10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,190万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も25.1%と過去最高となっています。高齢者人口は今後「団塊の世代」が65歳以上となる平成27年には3,395万人（高齢化率26.8%）、75歳以上となる平成37年には3,657万人（高齢化率30.3%）に達すると予想され、3人に1人が高齢者という本格的な超高齢社会の到来が予想されています。

また、出生数の減少が生産年齢人口に影響を及ぼし、昭和25年（1950年）には1人の高齢者に対して12.1人の現役世代（15～64歳）が支えていたのに対して、平成27年（2015年）には高齢者1人に対して現役世代2.3人、平成37年（2025年）には1.9人の現役世代で支えることになると予想され、その対応が喫緊の課題となっています。（「平成26年版高齢社会白書」,内閣府より）

【高齢世代人口の比率】



「平成26年版高齢社会白書」より

本町においても、総人口の緩やかな減少が続いている一方、65歳以上の高齢者人口は増え続け、特に75歳以上人口は今後も増加が見込まれます。また、寝たきりや認知症などの要介護認定者や高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加も予測されます。

このような状況を見据えて、高齢者等を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が導入され、定着してきました。

平成18年には、介護保険制度改革により、サービスの種類等の大幅な変更がなされ、在宅重視や介護予防の視点が色濃く打ち出されました。同年4月、要介護状態になっても可能な限り、住み慣れた自宅・地域で生活が続けられるようにするため、地域密着型サービスが創設され、平成23年には地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が介護保険法に明記されました。

本町においても法の趣旨に沿って、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者福祉や介護予防事業、介護サービスの提供をはじめ、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らすことができるような取り組みを推進してきました。

本町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大津波で町内の約3分の1が浸水する被害を受けました。被災した方の中には高齢者も多く含まれており、今なお応急仮設住宅等で不自由な生活を送られていることから、災害公営住宅等への移転が進む中でも継続した配慮、支援が求められています。

これらのことから、第6期計画は、高齢者実態調査による高齢者のニーズを踏まえ、「医療」「介護」「予防」「生活支援・福祉サービス」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現のため、継続的な高齢者福祉施策、介護サービスを維持するとともに、高齢者一人ひとりが元気にいきいきと住み慣れた地域で暮らし続けることができる町づくりを目指し策定しています。

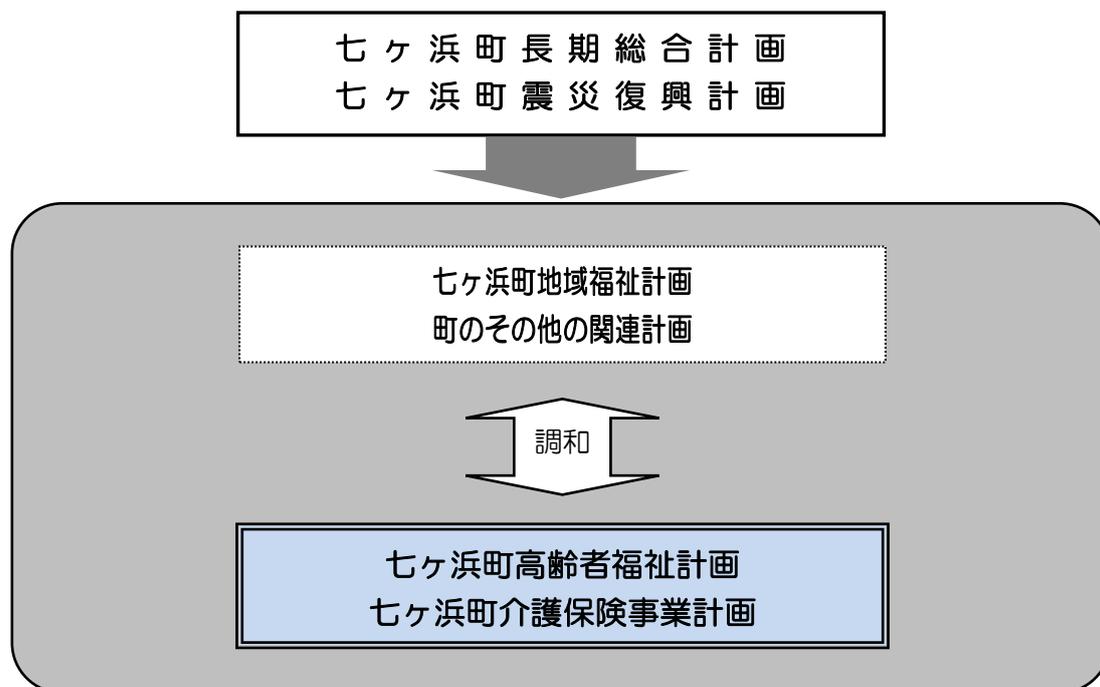
2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本町の特性を踏まえるとともに、「七ヶ浜町長期総合計画」並びに「七ヶ浜町震災復興計画」を上位計画として策定した計画です。また、福祉施策の横断的・総合的指針である「七ヶ浜町地域福祉計画」等の福祉関連の個別計画と調和した計画です。

本計画は「七ヶ浜町高齢者福祉計画」と「七ヶ浜町介護保険事業計画」（第6期）を一体的に策定するものであり、本町における高齢者福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

[各計画との関係図]



(2) 法令等の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく「市町村老人福祉計画」であり、七ヶ浜町の高齢者福祉施策に関する基本的な計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づくものであり、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、各年度ごとに必要なサービス量とその費用を見込みます。

老人福祉法

第 20 条の 8 第 1 項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法

第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

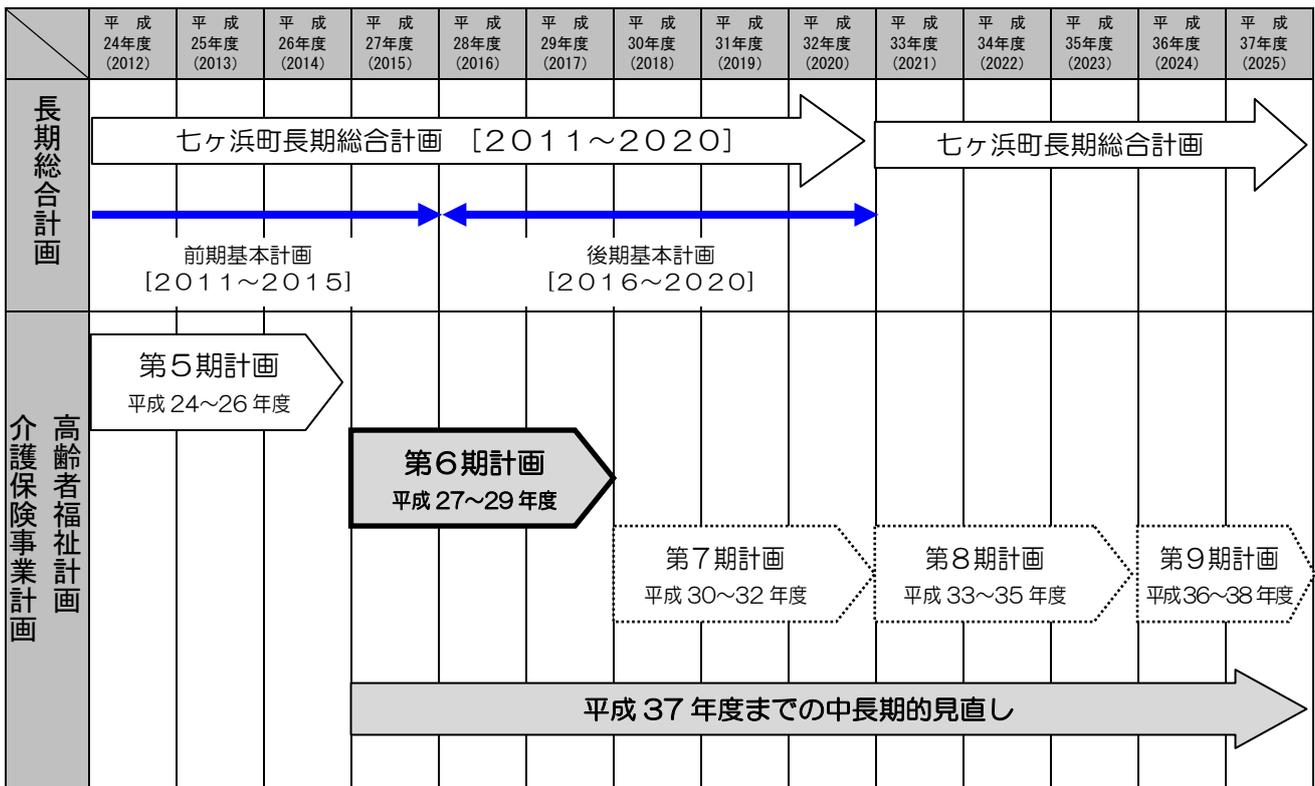
第 117 条第 6 項

市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3 計画期間

この計画は、平成24年度に策定した「七ヶ浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」第5期計画の見直しにあたるもので、平成27年度～平成29年度までの3年を1期とします。
また、平成37年（2025年）までの中長期的な視野に立ち策定するものです。

□計画期間



4 計画の進行管理

本計画の実施状況については、毎年度計画全体の達成状況を把握・検討し、翌年度以降に反映していくものとします。また、保健・医療・福祉などの各種サービスへの総合調整・推進を行います。

5 生活圏域の設定

生活圏域とは、それぞれの地域の特性を踏まえて、介護保険サービス基盤を空間的に考える基本単位であり、平成18年4月からの第3期介護保険事業計画から設定されています。

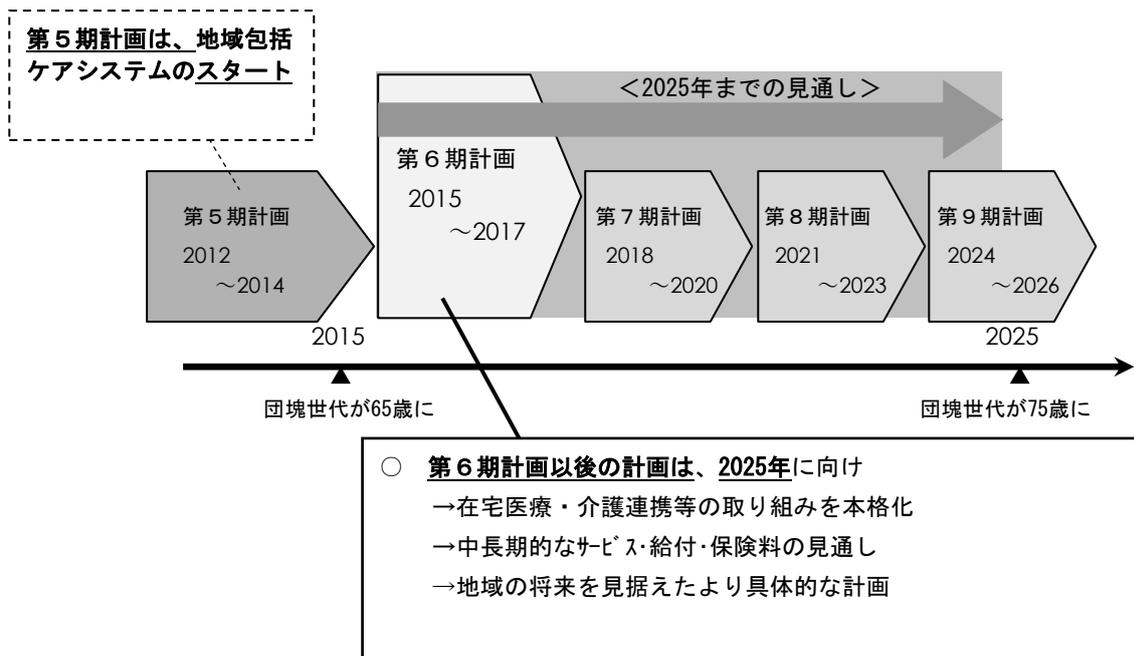
生活圏域を設定するにあたっては、地理的条件、人口、交通網等の社会的条件、サービス提供施設の整備状況、地域づくり活動の単位などを考慮することとなっていますが、本町においては人口規模を勘案して、第5期計画に引き続き、1圏域として本計画を進めていきます。

6 制度改正のポイント

(1) 10年後を見据えた計画の策定

団塊の世代が75歳以上となるのが10年後の平成37年（2025年）であり、第6期計画以後の計画は、平成37年（2025年）に向け、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取り組みを本格化していくものです。

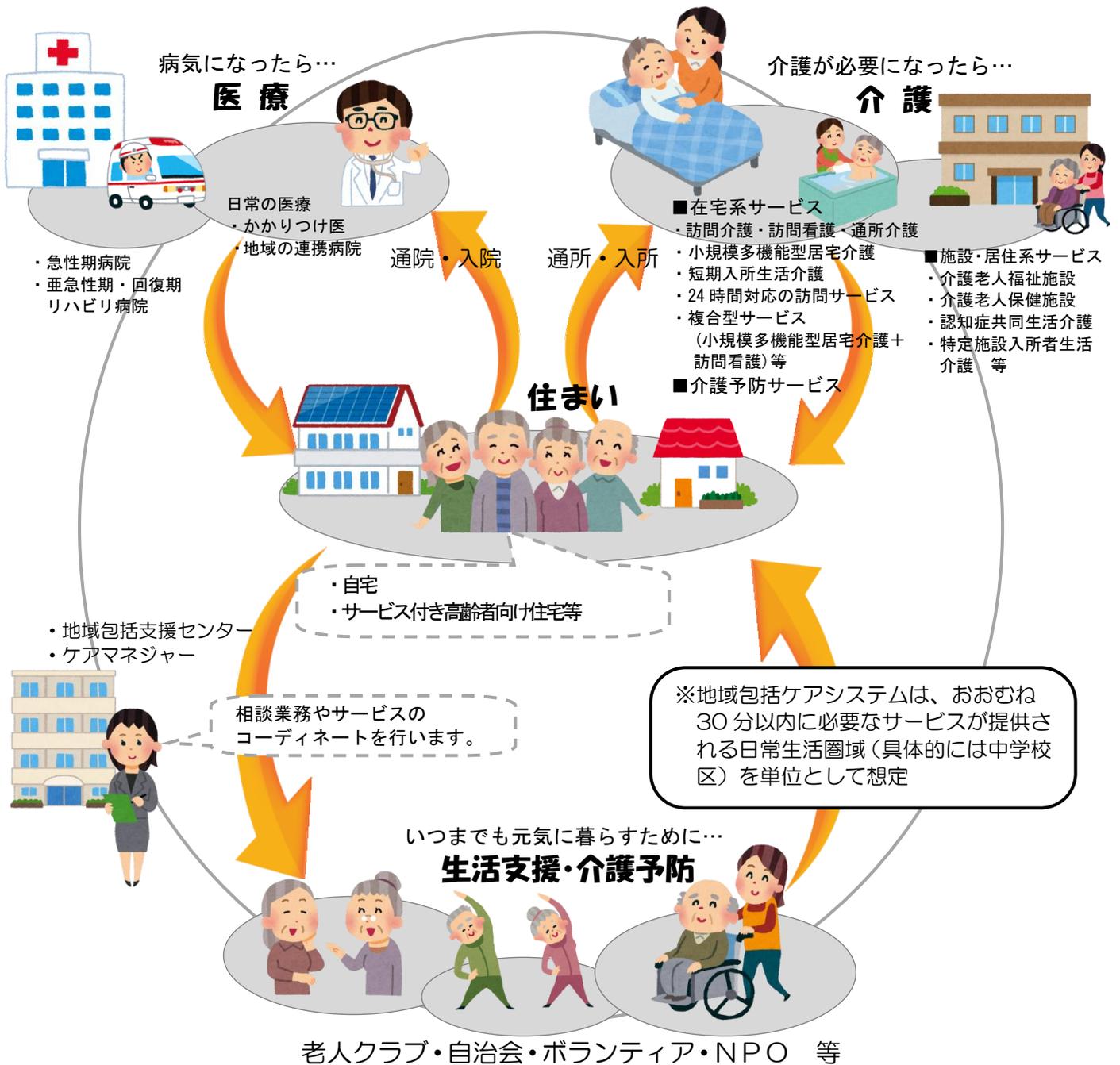
⇒平成37年（2025年）までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



～ 「地域包括ケアシステム」とは ～

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を確立するものです。

【地域包括ケアシステムの姿】



資料：厚生労働省より

(2) 介護保険制度改正の主な内容

国では、地域包括ケアシステムの構築を図り介護保険制度の持続性を確保するために、サービスの充実及び重点化・効率化と費用負担の公平化を一体的に行う制度改正を検討しています。

① 地域包括ケアシステムの構築

ア. 地域支援事業の充実

医療・介護連携

・恒久的な制度として位置付け連携強化

関係者に対する研修等を通じて、医療と介護の濃密なネットワークが構築されることにより、効率的、効果的できめ細かなサービス提供を実現していく。

関係者との連携や調整を行う等、市町村の役割を明確化する。

認知症施策

・事後的な対応から「早期・事前的な対応」へ施策の推進

認知症ケアパスを導入し、早期診断、早期対応や地域支援推進員による相談対応等により認知症でも生活できる地域を実現していく。

地域ケア会議

・制度化による強化

多職種連携により、地域のニーズや社会資源を的確に把握可能になり、地域課題への取り組みが推進されることにより、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現していく。

生活支援

・基盤整備の推進

コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を実現していく。

介護予防

・効果的な取り組みの推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職等を活かすことにより、高齢者が生きがい・役割をもって生活できるような地域を実現していく。

イ. 地域包括支援センターの機能強化

平成 27 年の介護保険法の改正では、実効性のある見守り活動や相談活動の拠点として地域包括支援センターの機能強化を図る必要があるとしています。

その地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第 115 条の 46）で、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが求められています。

設置主体である市町村は、責任を持って役割が果たせるよう、委託で実施している場合は委託内容の見直しや、直営の基幹型あるいは機能強化型の設置を図るなど運営体制の見直しを行うなど機能の強化が必要となります。

地域包括支援センターには、次の機能を果たすことが期待されています。

1 地域のネットワーク構築機能

関連機関と連携しながら地域におけるフォーマル及びインフォーマルな社会資源を網のように相互につなげていくことで、地域の人々のつながりを強化し、住民への情報提供、住民のニーズの発見、住民による支援、専門職の連携などを可能にします。

2 ワンストップサービス窓口機能

どのようなサービスを利用してよいかわからない住民に対して、1 か所で相談からサービスの調整までの機能を発揮する、いわばワンストップサービスの拠点として機能することが期待されています。

3 権利擁護機能

高齢者に本人が有する権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けた対応を行います。

4 介護支援専門員支援機能

地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように、直接的または間接的に支援を行います。

② 介護予防の推進

ア. 基本的な考え方

介護予防は、高齢者が要介護状態になることを予防することや、要介護状態等の軽減・悪化防止を目的として行うものです。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではありません。日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自分らしい生き方ができるよう支援をして、生活の質の向上を目指すものです。

一方で、これまでの介護予防の手法は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちで、介護予防で得られた活動的な状態をバランスよく維持するための活動や社会参加を促す取り組み（多様な通いの場の創出等）が必ずしも十分ではなかったという課題があります。

このような現状を踏まえ、機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりと社会参加機会の提供など、高齢者を取り巻く環境へのバランスのとれた取り組みが重要です。こうした効果的な独自の施策を実践するため、自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

イ. 介護予防事業の見直しについて

現行の介護予防事業は、効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、一次予防事業と二次予防事業を実施していますが、その内容を見直しします。

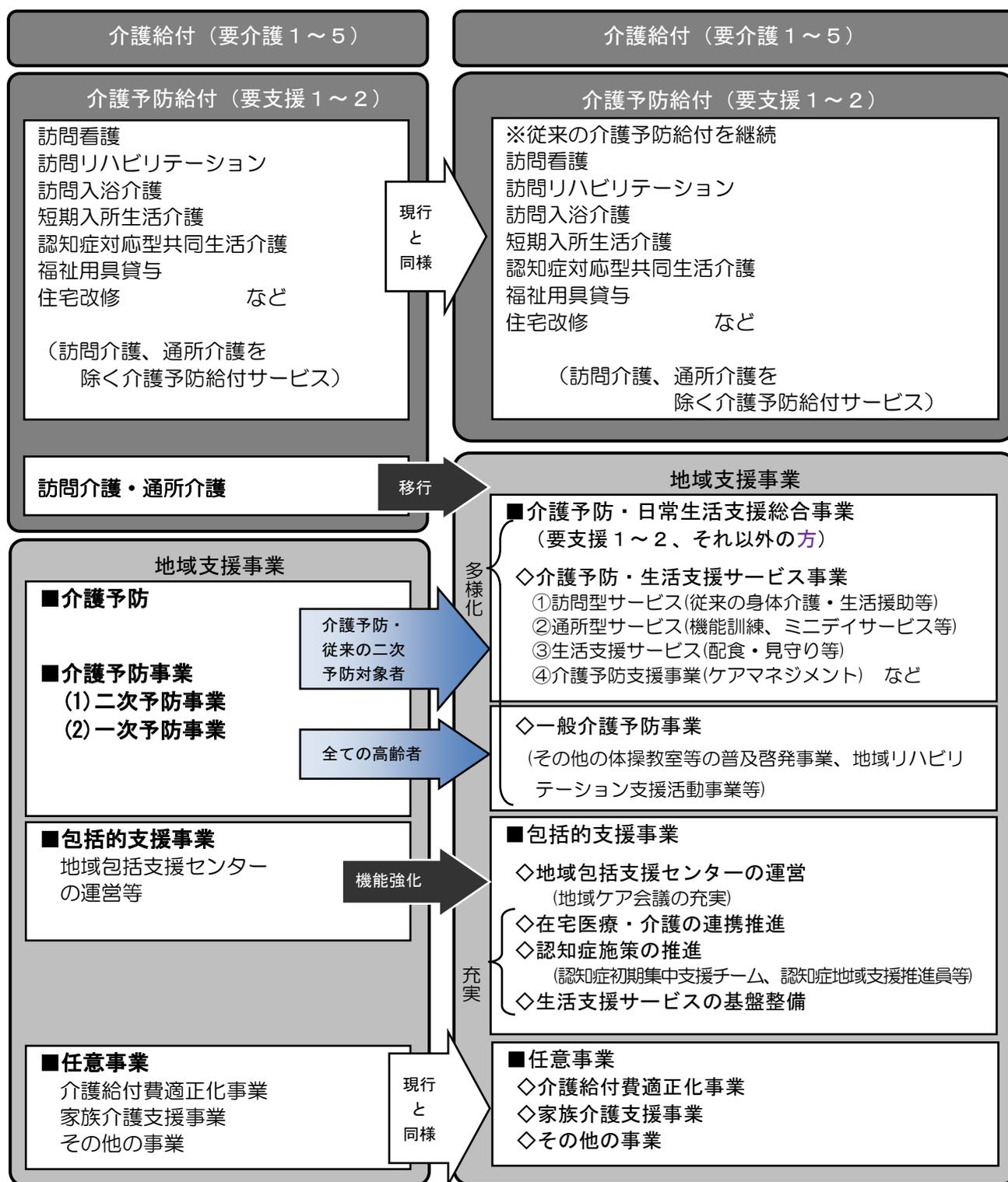
また、介護予防を機能強化するため、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進するための「地域リハビリテーション活動支援事業」を、一般介護予防事業に位置付けます。

【新しい地域支援事業のイメージ（全体像）】

○要支援者は、ケアマネジメントを行い総合事業によるサービス（訪問型・通所型サービス等）と予防給付によるサービスを適切に組み合わせてサービスを利用します。

○総合事業のみを利用する場合は、要支援認定は不要。基本チェックリストで判断します。

新しい地域支援事業の全体像



③ 重点化・効率化と費用負担の公平化

ア 重点化・効率化

◇予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化

- ・予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に平成 29 年度末までに移行します。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し、新しい総合事業として実施します。

◇特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に限定

- ・特養への新規入所者を原則、要介護 3 以上に限定し、在宅での生活が困難な中重度の高齢者を支える施設としての機能に重点化。平成 27 年 4 月施行。ただし既入所者は除きます。
- ・軽度者（要介護 1・2）については、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下で特例的に入所を認めます。

◇小規模型通所介護の移行と居宅介護支援事業者の指定権限の移譲

- ・小規模の通所介護の事業所については
 - ①地域との連携や運営の透明性を確保するため、地域密着型サービスへ移行します。
(平成 28 年度施行 経過措置平成 29 年 3 月 31 日まで)
 - ②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護（大規模型・通常規模型）や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行します。
※小規模：前年度 1 月当たり平均利用延人員数 300 人以内（現在の取扱い）
- ・居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から、指定都市・中核市以外の市にも権限移譲します。(平成 30 年度施行)

◇サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用

- ・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅）へ住所地特例を適用します。(平成 27 年度施行)

イ 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減策を拡充するとともに、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直しします。

◇低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて、別枠で更なる保険料軽減を行い、その軽減分を公費で補填します。
- ・公費による低所得者の1号保険料軽減拡充は、平成27年度から実施し、消費税の再増税時までは一部にとどめますが、再増税後には市町村民税非課税世帯全体を対象として、完全実施することとしています。

◇一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ（平成27年8月より）

- ・単身で年金収入が280万円以上の方は、サービス利用時の負担を1割から2割に引き上げます。なお、世帯構成により基準額は異なります。

◇施設と短期入所利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」要件に資産を追加

- ・預貯金が1千万円以上ある単身の方には、補足給付は行いません。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推移

七ヶ浜町の人口は、平成16年8月1日の21,722人をピークに減少傾向に推移し、平成26年10月1日では19,498人となっています。しかし、高齢者人口は増え続けており、平成14年に年少人口比率と高齢者人口比率（＝65歳以上人口比率、高齢化率）が逆転し、その差は年々広がりを見せています。

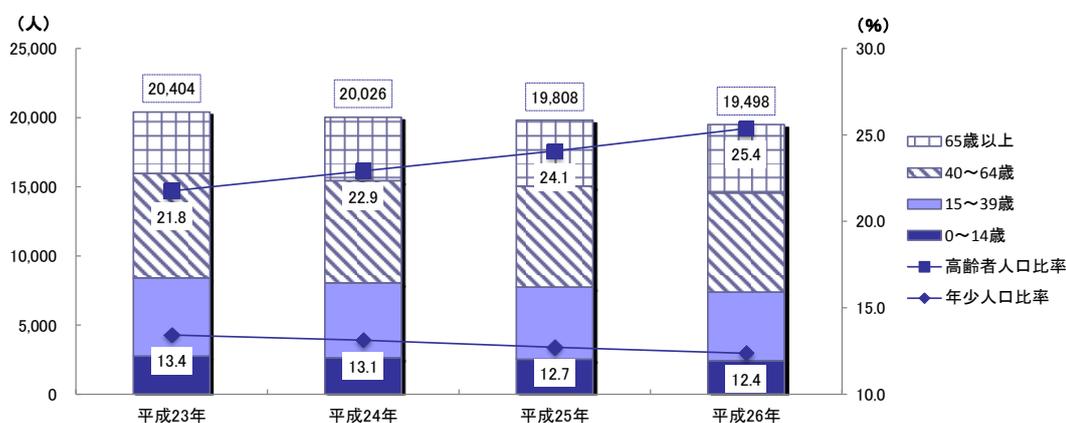
【七ヶ浜町の人口の推移】

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口		20,404人	20,026人	19,808人	19,498人
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳		2,740人	2,628人	2,518人	2,411人
	構成比	13.4%	13.1%	12.7%	12.4%
15～39歳		5,661人	5,404人	5,216人	4,970人
	構成比	27.7%	27.0%	26.3%	25.5%
40～64歳		7,562人	7,404人	7,307人	7,171人
	構成比	37.1%	37.0%	36.9%	36.8%
65歳以上		4,441人	4,590人	4,767人	4,946人
	構成比	21.8%	22.9%	24.1%	25.4%
前期高齢者 (65～74歳)		2,369人	2,466人	2,529人	2,658人
	構成比	11.6%	12.3%	12.8%	13.6%
後期高齢者 (75歳以上)		2,072人	2,124人	2,238人	2,288人
	構成比	10.2%	10.6%	11.3%	11.7%

※外国人人口を含む

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【七ヶ浜町の人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢化率の推移

高齢化率は、第5期計画中之である平成24年～平成26年は、宮城県に比べて約0.4～1.7ポイント高くなっており、宮城県より早いペースで上昇しています。

【高齢化率の推移】

(単位：%)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
国	23.3	24.1	25.1	26.0
宮城県	22.2	22.5	23.2	23.7
七ヶ浜町	21.8	22.9	24.1	25.4

※国・七ヶ浜町：外国人人口を含む

※宮城県：平成 25 年以降、外国人人口を含む

資料：国／総務省人口推計（各年10月1日現在、平成26年のみ概算値）

宮城県　／住民基本台帳（平成23年～平成25年は3月末、
平成26年は1月1日現在）

七ヶ浜町／住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 世帯状況の推移

平成22年に実施された国勢調査によると、高齢者のいる世帯は2,965世帯となっており、総世帯数の46.2%を占めています。一般世帯は平成7年～平成22年にかけて減少しているにもかかわらず、高齢者のいる世帯数は増加しています。

さらに、高齢者のいる世帯の状況を詳しくみると、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加していることがわかります。

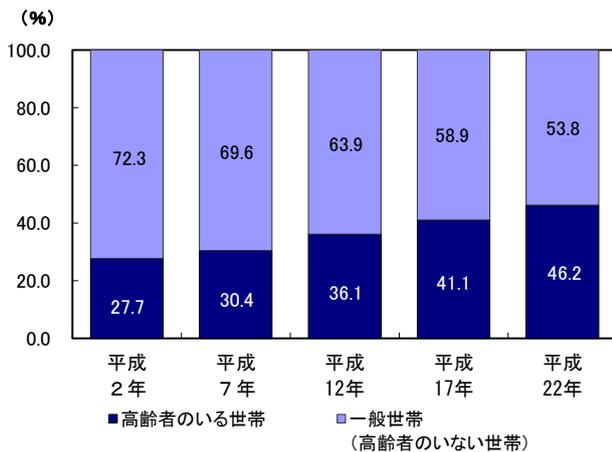
【高齢者のいる世帯の推移】

(単位：世帯)

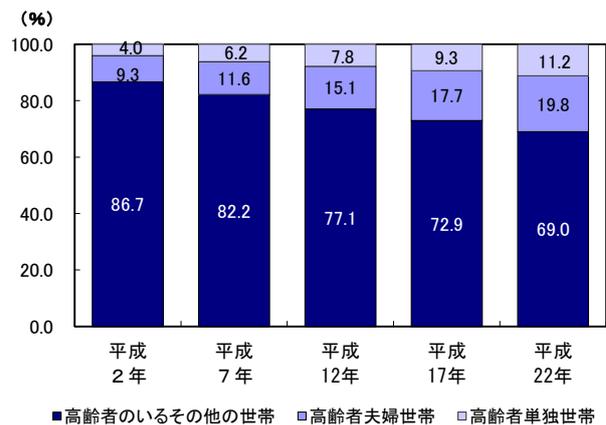
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	5,169	5,844	6,128	6,332	6,413
一般世帯数 (高齢者のいない世帯)	3,737	4,065	3,916	3,731	3,448
高齢者のいる世帯総数	1,432	1,779	2,212	2,601	2,965
高齢者単独世帯	57	110	173	243	331
高齢者夫婦世帯	133	207	334	461	587
高齢者のいる その他の世帯	1,242	1,462	1,705	1,897	2,047

資料：国勢調査

【世帯における高齢者の有無】



【高齢者のいる世帯の内訳】



(4) 高齢者の就労状況

高齢者の就労状況の推移をみると、平成2年～平成22年にかけて、就労者数は前期高齢者・後期高齢者を問わず増加し続けています。しかし、高齢者総数も増えているため、就労比率としては、やや減少しています。

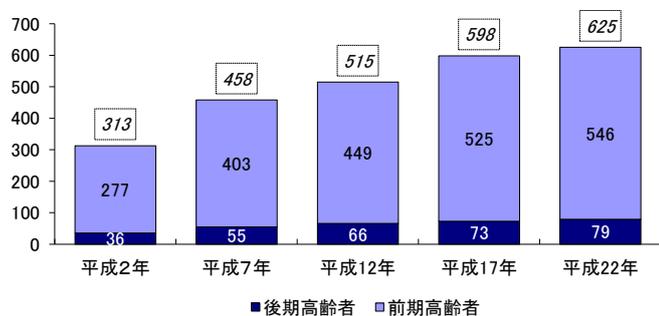
【就労している高齢者の推移】

(単位：人)

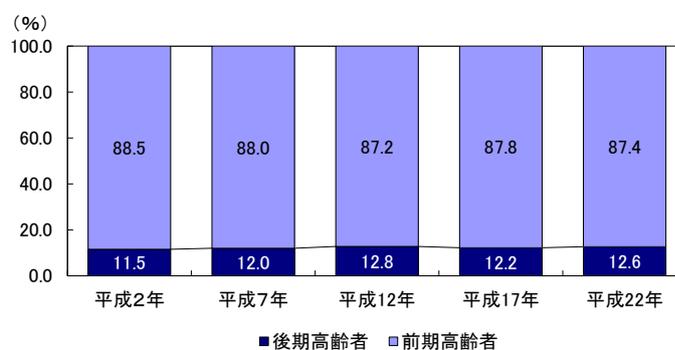
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就労者総数		9,742	10,352	10,327	10,156	10,260
高齢者総数		1,897	2,513	3,179	3,842	4,400
就 労	前期高齢者 (男)	197	305	332	366	380
	(65～74歳) (女)	80	98	117	159	166
	後期高齢者 (男)	29	42	46	49	49
	(65～74歳) (女)	7	13	20	24	30
	就労計 構成比	313 16.5%	458 18.2%	515 16.2%	598 15.6%	625 14.2%
非 就 労	前期高齢者 (男)	311	385	599	719	749
	(75歳以上) (女)	617	798	934	1,026	1,142
	後期高齢者 (男)	214	274	387	526	717
	(75歳以上) (女)	442	598	744	973	1,167
	非就労計 構成比	1,584 83.5%	2,055 81.8%	2,664 83.8%	3,244 84.4%	3,775 85.8%

資料：国勢調査

【就労している高齢者の内訳（人数）】



【就労している高齢者の内訳（比率）】



(5) 実態調査にみる高齢者の姿

●調査目的

本調査は、平成24年度に策定した『七ヶ浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を見直すにあたり、町民の日常生活の状況や健康状態、高齢者福祉事業・介護保険事業に関する意見などを伺い、計画の参考資料とすることを目的としました。

●調査の方法等

調査内容並びに回収状況は次のとおりです。

【高齢者の生活に関する実態調査】			
調査対象	《一般高齢者》 七ヶ浜町内に居住する無作為で抽出した65歳以上の男女個人 1,500名 《要介護認定者》 要支援・要介護認定者 500名		
調査方法	郵送配付－郵送回収		
調査期間	平成26年6月23日～7月11日		
調査項目	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 《一般高齢者》 1 日常生活について 2 認知症の人に対してできることについて 3 今後の介護希望について 4 入所施設について 5 高齢者福祉施策について 6 老人福祉センターについて 7 地域包括支援センターについて 8 介護予防について 9 介護保険料とサービスについて 10 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと </td> <td style="vertical-align: top;"> 《要介護認定者》 1 介護サービスの利用について 2 日常生活について 3 介護保険制度とサービスについて 4 今後の介護希望について 5 入所施設について 6 高齢者福祉施策について 7 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと 8 介護者の考えについて </td> </tr> </table>	《一般高齢者》 1 日常生活について 2 認知症の人に対してできることについて 3 今後の介護希望について 4 入所施設について 5 高齢者福祉施策について 6 老人福祉センターについて 7 地域包括支援センターについて 8 介護予防について 9 介護保険料とサービスについて 10 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと	《要介護認定者》 1 介護サービスの利用について 2 日常生活について 3 介護保険制度とサービスについて 4 今後の介護希望について 5 入所施設について 6 高齢者福祉施策について 7 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと 8 介護者の考えについて
《一般高齢者》 1 日常生活について 2 認知症の人に対してできることについて 3 今後の介護希望について 4 入所施設について 5 高齢者福祉施策について 6 老人福祉センターについて 7 地域包括支援センターについて 8 介護予防について 9 介護保険料とサービスについて 10 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと	《要介護認定者》 1 介護サービスの利用について 2 日常生活について 3 介護保険制度とサービスについて 4 今後の介護希望について 5 入所施設について 6 高齢者福祉施策について 7 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと 8 介護者の考えについて		
企画実施	七ヶ浜町 健康増進課		

●回収結果

《一般高齢者》

標本数		1,500件
総回収数		950件
	有効回収数	950件
	無効回収数	0件
	内訳	調査不能票
		0件
総回収率		63.3%
	有効回収率	63.3%

《要介護認定者》

標本数		500件
総回収数		279件
	有効回収数	279件
	無効回収数	0件
	内訳	調査不能票
		0件
総回収率		55.8%
	有効回収率	55.8%

●調査結果要約

《近所づきあい・社会参加の状況》

“一般高齢者”の調査結果では「つきあいがある」が過半数を占めましたが、「つきあいが少ない」人も3割程度見られました。“認定者”では「つきあいが少ない」が過半数を占めていました。

また、社会参加の状況については何らかの活動や催しに参加している人が多数を占める一方で、参加していない人も3割程度見られました。活動への参加を促すためのきっかけづくりが必要であることから、情報提供や環境整備を推進します。

《生きがいについて》

“一般高齢者”が生きがいを感じる時は、「好きなことに熱中しているとき」(59.2%)が最も高く、以下、「友人・知人とつきあっているとき」(44.3%)、「子や孫の世話など家族と団らんしているとき」(41.6%)となっています。

高齢期の健康を維持するためには体の健康だけではなく、心の健康にも配慮することが重要です。高齢者は家族や友人など身近な人との触れ合いのほかに、趣味や、好きなことに生きがいを感じている方が多くなっていることから、高齢者自身の生きがいを高めるための各種活動支援を行っていきます。

《今後希望する生活形態》

今後希望する生活形態については、国で提示している理念と同様に、高齢者・主な介護者ともに、住み慣れた家庭や地域での生活を望む人が多くなっています。住み慣れた場所での生活を継続するためには、在宅サービスを上手に活用することが重要であることから、介護者に対する情報提供や相談体制を整備していきます。

《介護予防のために必要だと思うこと》

介護予防のために必要だと思うことは、「転ばないように足腰などの筋力をつけること」(72.3%)、「自分の健康状態に注意すること」(70.2%)で7割を超えており、高齢者自身、要介護状態に陥らないための予防策として、何らかの取り組みが必要であるという問題意識を持っており、予防面への意識は高いと言えます。今後は積極的な情報提供を行うことに加え、高齢者自身が予防を実行に移していけるように支援していきます。

また、先で述べた社会活動の参加で、参加していない方が多い理由として、参加しなくても年齢や身体の状態などから実際には難しいと感じている人も潜在的にいるものと考えられます。介護予防は要介護状態が軽いうち、若年のうちから継続して行うことが効果を発揮するものであることから、まずは介護予防事業の周知を図りつつ、気軽に参加できるような雰囲気づくりに努めます。

《保険料とサービス》

介護保険料と介護サービスのあり方について、“一般高齢者”では「どちらともいえない」(46.9%)が最も高く、以下、「介護サービスの水準を抑えても、保険料は低い方がよい」(31.7%)、「介護サービスが充実するのならば、保険料が高くなってもよい」

(10.5%)となっています。“認定者”では、「どちらともいえない」が過半数を占めていました。

また、納めている介護保険料については、保険料が高いと感じている方が多くなっており、介護保険料の費用を抑えつつも、介護保険サービスの充実を図ることが求められていることから、介護給付費用の適正化など、介護サービスの円滑な推進に努めます。

《安心して生活するために特に充実すべき事業》

“一般高齢者”では介護予防を充実させる支援、“認定者”では、介護保険サービスの充実が望まれています。従来からの福祉サービスや健康・生きがいづくりに関する各種事業への要望が高くなっているとともに、身近な場所への相談体制の整備も求められています。

介護者は『自宅で』の介護を希望しているが、その一方で、心身に負担を感じている方が多くなっています。高齢者が住み慣れた環境での生活を続けるため、わかりやすい情報の提供に努める、身近で相談できる場所を提供するなど、介護者に対してもサポートをしていきます。

2 介護給付の特徴

(1) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者の推移をみると、平成23年度以降、出現率は16～17%で推移しているものの、高齢者人口が増加するに伴い、要支援・要介護認定者数は増加し続けています。

要支援・要介護状態別でみると、要介護2と要介護3の人数が年々増加しています。

【認定率の推移】

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者人口	4,441	4,590	4,767	4,946
認定者数	734	753	809	835
出現率	16.5%	16.4%	17.0%	16.9%

資料：健康増進課調べ（各年10月1日現在）

※出現率＝第1号及び第2号被保険者の認定者÷高齢者人口

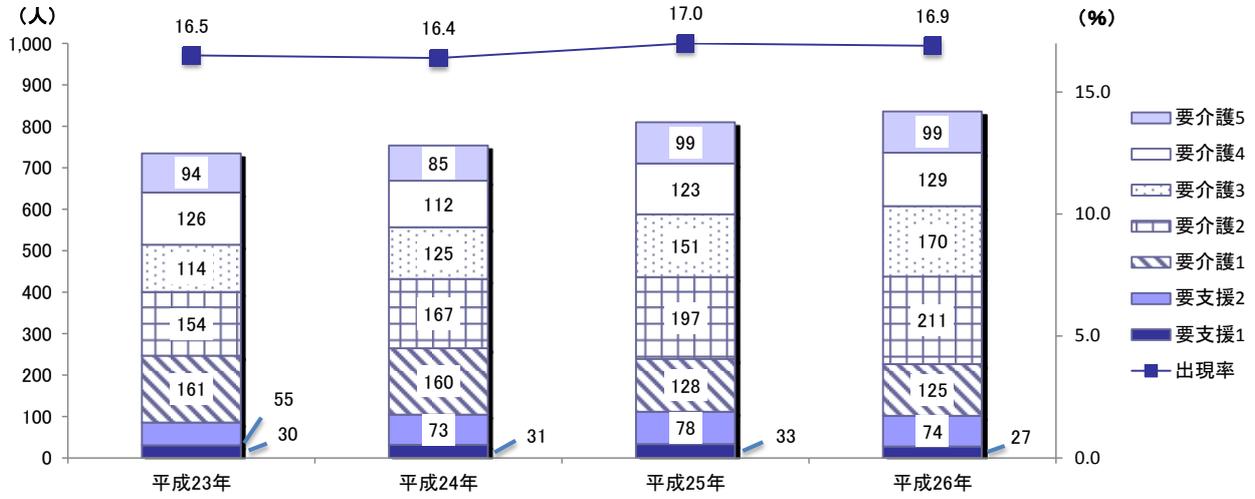
【要介護認定者数の推移】

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定者数	734	753	809	835
要支援1	30	31	33	27
要支援2	55	73	78	74
要介護1	161	160	128	125
要介護2	154	167	197	211
要介護3	114	125	151	170
要介護4	126	112	123	129
要介護5	94	85	99	99

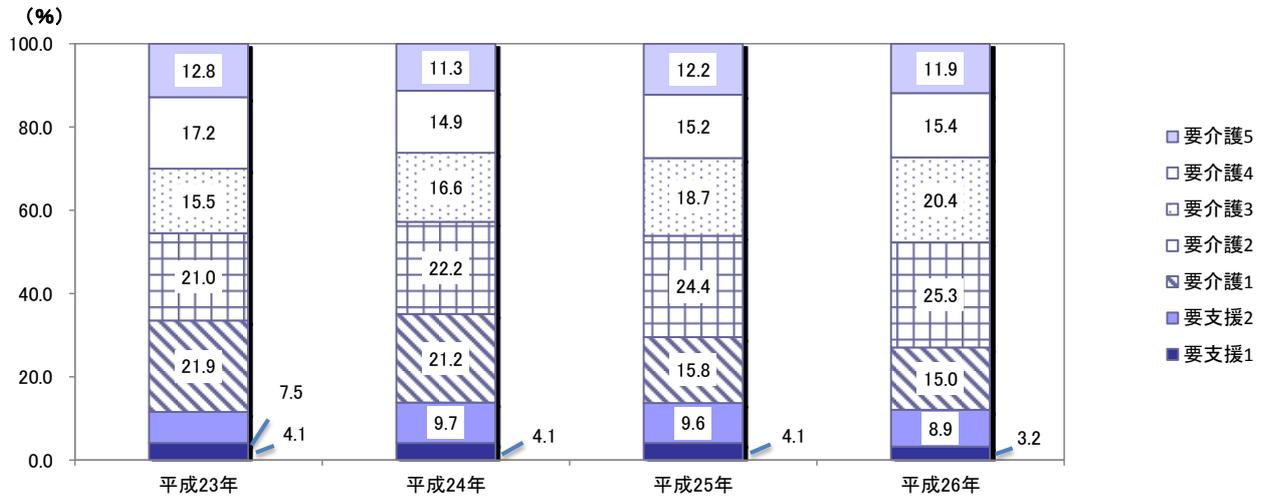
資料：健康増進課調べ（各年10月1日現在）

【要介護認定者数の推移】



資料：健康増進課調べ（各年10月1日現在）

【要介護認定者の構成比の推移】



資料：健康増進課調べ（各年10月1日現在）

(2) 回数・人数等における計画値と実績値

第5期計画（平成24年度策定）の回数・人数等から推計した計画値に対する実績値をみると、平成24年度・平成25年度ともに居宅サービス及び介護予防サービスの多くで回数・人数等が計画値を上回っていることがわかります。

中でも、居宅サービスでは「訪問リハビリテーション」、「訪問看護」、介護予防サービスでは「介護予防訪問リハビリテーション」の計画値に対する実績値の開きが大きくなっています。

【回数・人数等における計画値と実績値（介護給付）】

種類	単位	平成 24 年度			平成 25 年度		
		計画値	実績値	実績/計画 ×100	計画値	実績値	実績/計画 ×100
居宅サービス							
訪問介護	回/年	24,573	34,667	141.1%	24,983	33,762	135.1%
訪問入浴介護	回/年	1,149	1,235	107.5%	1,282	1,174	91.6%
訪問看護	回/年	1,966	3,267	166.2%	2,111	3,645	172.7%
訪問リハビリテーション	回/年	392	914	233.2%	412	1,183	287.1%
居宅療養管理指導	人/年	838	882	105.3%	898	1,073	119.5%
通所介護	回/年	27,388	31,946	116.6%	27,717	34,894	125.9%
通所リハビリテーション	回/年	4,037	5,085	126.0%	4,265	4,594	107.7%
短期入所生活介護	日/年	4,765	3,819	80.1%	4,857	4,194	86.3%
短期入所療養介護	日/年	1,230	1,355	110.2%	1,350	1,194	88.4%
特定施設入居者生活介護	人/月	9	12	133.3%	10	12	120.0%
福祉用具貸与	人/月	191	197	103.1%	201	232	115.4%
特定福祉用具販売	人/月	3	4	133.3%	3	5	166.7%
地域密着型サービス							
小規模多機能型居宅介護	人/年	39	36	92.3%	42	36	85.7%
認知症対応型共同生活介護	人/月	12	7	58.3%	13	5	38.5%
介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	20	15	75.0%	29	29	100.0%
その他のサービス							
住宅改修	人/月	4	3	75.0%	4	3	75.0%
居宅介護支援計画作成	人/月	364	384	105.5%	368	420	114.1%
施設サービス							
介護老人福祉施設	人/月	60	61	101.7%	60	59	98.3%
介護老人保健施設	人/月	95	82	86.3%	95	78	82.1%
介護療養型医療施設	人/月	3	5	166.7%	3	3	100.0%

【回数・人数等における計画値と実績値（予防給付）】

種類	単位	平成 24 年度			平成 25 年度		
		計画値	実績値	実績／計画 ×100	計画値	実績値	実績／計画 ×100
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人/年	144	169	117.4%	168	210	125.0%
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0		0	0	
介護予防訪問看護	回/年	36	82	227.8%	36	22	61.1%
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	12	29	241.7%	12	24	200.0%
介護予防居宅療養管理指導	人/年	0	9		0	7	
介護予防通所介護	人/年	324	541	167.0%	360	610	169.4%
介護予防通所リハビリテーション	人/年	132	116	87.9%	132	100	75.8%
介護予防短期入所生活介護	日/年	24	24	100.0%	24	2	8.3%
介護予防短期入所療養介護	日/年	24	0	0	24	9	37.5%
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0		0	1	
介護予防福祉用具貸与	人/月	17	17	100.0%	19	24	126.3%
特定介護予防福祉用具販売	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%
その他介護予防サービス							
介護予防住宅改修	人/月	2	1	50.0%	2	1	50.0%
介護予防支援計画作成	人/月	58	70	120.7%	62	78	125.8%

※居宅介護支援サービスと施設サービスの実績については、1月あたりの平均人数を掲載しています。

※「計画」の値が0のものについては、「実績／計画×100」の欄を空白としています。

資料：介護保険事業状況報告

(3) 費用における計画値と実績値

第5期計画(平成24年度策定)の給付費から推計した計画値に対する実績値をみると、「回数・人数等における計画値と実績値」と同様に、平成24年度・平成25年度ともに居宅サービス及び介護予防サービスの多くで費用の計画値を上回っていることがわかります。中でも、居宅サービスの「訪問介護」、「訪問看護」、介護予防サービスの「介護予防通所介護」の計画値に対する実績値の開きは大きくなっています。

【費用における計画値と実績値】

種類	平成24年度			平成25年度		
	計画値 (千円)	実績値 (千円)	実績/計画× 100 (%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	実績/計画× 100 (%)
介護給付費	1,131,750	1,178,765	104.2	1,176,601	1,184,174	100.6
予防給付費	24,804	35,330	142.4	26,704	38,354	143.6
総給付費	1,156,554	1,214,095	105.0	1,203,305	1,222,528	101.6

【費用における計画値と実績値（介護給付）】

（単位：千円）

種類	単位	平成 24 年度			平成 25 年度		
		計画値	実績値	実績／計画 ×100	計画値	実績値	実績／計画 ×100
居宅サービス							
訪問介護	千円	75,896	106,029	139.7%	77,071	98,497	127.8%
訪問入浴介護	千円	13,084	14,650	112.0%	14,594	13,441	92.1%
訪問看護	千円	15,772	20,416	129.4%	16,917	21,152	125.0%
訪問リハビリテーション	千円	2,440	2,773	113.6%	2,846	3,396	119.3%
居宅療養管理指導	千円	4,993	5,832	116.8%	5,461	7,042	129.0%
通所介護	千円	220,456	267,840	121.5%	222,105	290,575	130.8%
通所リハビリテーション	千円	39,369	49,231	125.1%	41,451	44,652	107.7%
短期入所生活介護	千円	39,532	33,125	83.8%	40,451	34,925	86.3%
短期入所療養介護	千円	13,510	15,724	116.4%	14,806	13,570	91.7%
特定施設入居者生活介護	千円	22,515	27,305	121.3%	25,151	28,284	112.5%
福祉用具貸与	千円	28,912	30,800	106.5%	30,335	36,144	119.1%
特定福祉用具販売	千円	1,513	1,116	73.8%	1,513	1,668	110.2%
地域密着型サービス							
小規模多機能型居宅介護	千円	6,430	7,426	115.5%	6,659	7,355	110.5%
認知症対応型共同生活介護	千円	35,392	19,373	54.7%	37,763	14,967	39.6%
介護老人福祉施設入所者生活介護	千円	58,754	39,107	66.6%	85,150	74,733	87.8%
その他のサービス							
住宅改修	千円	4,249	3,496	82.3%	4,249	3,586	84.4%
居宅介護支援計画作成	千円	58,145	61,956	106.6%	59,293	69,333	116.9%
施設サービス							
介護老人福祉施設	千円	175,564	179,972	102.5%	175,564	166,362	94.8%
介護老人保健施設	千円	303,474	269,751	88.9%	303,474	244,575	80.6%
介護療養型医療施設	千円	11,750	22,843	194.4%	11,750	9,917	84.4%

【費用における計画値と実績値（予防給付）】

（単位：千円）

種類	単位	平成 24 年度			平成 25 年度		
		計画値	実績値	実績／計画 ×100	計画値	実績値	実績／計画 ×100
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	千円	2,563	3,342	130.4%	2,967	4,242	143.0%
介護予防訪問入浴介護	千円	0	0		0	0	
介護予防訪問看護	千円	272	261	96.0%	272	66	24.3%
介護予防訪問リハビリテーション	千円	157	81	51.6%	157	67	42.7%
介護予防居宅療養管理指導	千円	0	42		0	30	
介護予防通所介護	千円	10,536	19,351	183.7%	11,757	20,751	176.5%
介護予防通所リハビリテーション	千円	5,722	5,377	94.0%	5,722	4,339	75.8%
介護予防短期入所生活介護	千円	138	167	121.0%	138	19	13.8%
介護予防短期入所療養介護	千円	156	0		156	70	44.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	千円	0	0		0	566	
介護予防福祉用具貸与	千円	676	829	122.6%	751	1,314	175.0%
特定介護予防福祉用具販売	千円	502	312	62.2%	502	220	43.8%
その他介護予防サービス							
介護予防住宅改修	千円	1,180	1,980	167.8%	1,180	2,707	229.4%
介護予防支援計画作成	千円	2,902	3,588	123.6%	3,102	3,961	127.7%

資料：介護保険事業状況報告

第5期計画（平成24年度策定）の費用から推計した計画値に対する実績値をみると、「居宅サービス総費用」の実績値は平成24年度・平成25年度ともに計画値を上回っており、一方で「施設サービス総費用」の実績値は平成24年度・平成25年度ともに計画値を下回っています。

また、「特定入所者介護サービス費」の実績値は、平成24年度・平成25年度ともに計画値を上回っています。

なお、「高額医療合算介護サービス費」は、平成22年度から新たに創設されたサービスですが、平成24年度・平成25年度ともに実績値が計画値を大きく下回っています。

【費用における計画値と実績値】

（単位／千円）

	平成24年度			平成25年度		
	計画値	実績値	実績／計画×100	計画値	実績値	実績／計画×100
居宅サービス費	665,766	741,529	111.4%	712,519	801,672	112.5%
施設サービス費	490,788	472,566	96.3%	490,788	420,854	85.8%
特定入所者介護サービス費	41,000	46,057	112.3%	46,000	56,410	122.6%
高額介護サービス費	13,500	12,551	93.0%	14,000	16,904	120.7%
高額医療合算介護サービス費	2,500	1,120	44.8%	2,500	1,105	44.2%
審査支払手数料	1,260	1,329	105.5%	1,302	1,355	104.1%
標準給付費	1,214,814	1,275,152	105.0%	1,267,107	1,298,300	102.5%

資料：介護保険事業状況報告

第3章 今後の高齢者の状況

1 将来人口の推計

計画期間における人口推計は、平成23年～平成25年10月の住民基本台帳人口を基準とした、コーホート要因法を用いて推計しました。

その結果、高齢者人口は計画の最終年度である平成29年度には5,387人となり、平成27年から266人増加し、高齢化率は29.0%となります。

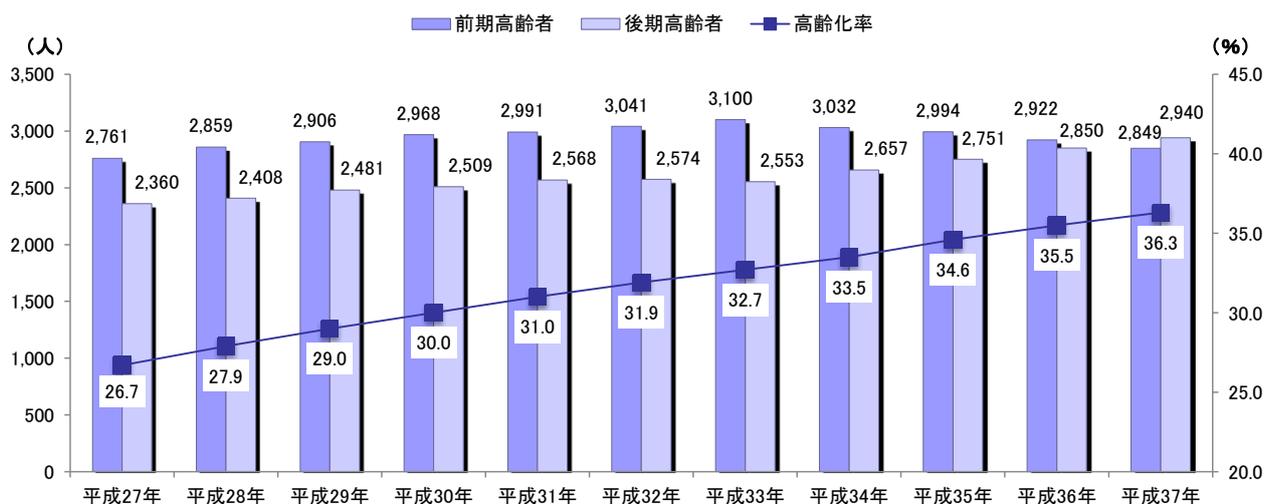
【七ヶ浜町の推計人口の推移】

(単位/人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
高齢者65歳以上人口	5,121	5,267	5,387	5,477	5,559	5,615	5,653	5,689	5,745	5,772	5,789
高齢化率(%)	26.7%	27.9%	29.0%	30.0%	31.0%	31.9%	32.7%	33.5%	34.6%	35.5%	36.3%
前期高齢者数	2,761	2,859	2,906	2,968	2,991	3,041	3,100	3,032	2,994	2,922	2,849
後期高齢者数	2,360	2,408	2,481	2,509	2,568	2,574	2,553	2,657	2,751	2,850	2,940
40～64歳人口	7,021	6,829	6,654	6,492	6,356	6,198	6,051	5,900	5,733	5,579	5,435
総人口	19,209	18,909	18,597	18,273	17,953	17,621	17,293	16,960	16,621	16,276	15,929

(各年10月1日現在)

【七ヶ浜町の推計人口の推移】



(各年10月1日現在)

2 要介護認定者数の推計

(1) 自然体での推計

介護予防事業を行わなかった場合の要介護認定者数は、高齢者人口の増加に比例し、本計画の最終年度である平成29年には1,034人となり、要介護認定率は19.2%になると見込まれます。

【要介護認定者数の推計の推移（自然体）】

(単位/人、%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 32年	平成 37年
65歳以上人口	5,121	5,267	5,387	5,615	5,789
認定者数	912	959	1,034	1,131	1,241
要支援 1	34	37	44	55	64
要支援 2	92	97	107	118	130
要介護度 1	140	147	158	172	183
要介護度 2	219	229	243	260	285
要介護度 3	179	188	201	216	242
要介護度 4	136	143	154	168	182
要介護度 5	112	118	127	142	155
認定率	17.8%	18.2%	19.2%	20.1%	21.4%

※要介護認定率＝第1号及び第2号被保険者の要介護認定者数÷65歳以上人口

(各年10月1日現在)

(2) 介護予防事業による効果を見込んだ推計

介護予防事業を実施することにより、要介護認定者数の増加を抑制します。介護予防事業を行わない自然体推計と介護予防事業効果後の推計の認定者数を比較すると、介護予防事業効果後の方が、今計画期間中の平成27年では31人、平成28年では32人、平成29年では42人、要介護認定者数が少なくなると見込んでいます。一方、要介護認定率は平成27年では0.6ポイント、平成28年では0.6ポイント、平成29年では0.8ポイント低くなると予想されます。

【要介護認定者数の推計の推移（介護予防効果後）】

(単位／人、%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 32年	平成 37年
65歳以上人口	5,121	5,267	5,387	5,615	5,789
認定者数	881	927	992	1,068	1,171
要支援1	32	35	40	48	60
要支援2	88	93	101	111	124
要介護度1	135	143	152	163	178
要介護度2	212	222	236	249	266
要介護度3	174	182	194	206	222
要介護度4	131	138	147	158	173
要介護度5	109	114	122	133	148
認定率	17.2%	17.6%	18.4%	19.0%	20.2%

(各年10月1日現在)

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

健康で 生きがいのある

支え合うまち 七ヶ浜

第5期介護保険事業計画では、「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を基本理念として、保健・福祉・医療等の関係機関と連携し、高齢者が健康で生きがいをもって生活できるまちを目指してきました。

高齢者や要介護認定者が増え続けている現在、長い高齢期をどのように過ごすかは高齢者本人にとっても、社会全体にとっても極めて大きな課題です。元気な高齢者も支援が必要な高齢者も地域社会の一員として自立し、生きがいをもって社会参加できる環境をつくることが重要です。

そのためには、高齢者自身が地域や家庭で元気に自分らしく暮らしながら、健康の維持・増進に積極的に取り組み、地域の中で様々な分野において活躍できるように地域全体で支え合いながら支援していく必要があります。

本計画においても、これまでの基本理念である「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を踏襲し、町民の皆様とともに、高齢者福祉及び介護保険施策の推進を図ります。

2 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する平成37年(2025年)までの間に、高齢者が住み慣れた地域で介護等が必要になっても安心して生活できるように、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各サービスを一体的・継続的に提供する『地域包括ケアシステム』の構築に向けた取り組みが求められています。

本町では、適したサービスのあり方を県や関係機関等と段階的に検討しながら、地域や関係機関等と連携・協働する『地域包括ケアシステム』の構築を推進していきます。

3 基本目標

1. 介護予防のまちづくり

高齢者の健康づくりは、身体的な健康だけでなく、生きがいや趣味をもった生活の充実も非常に重要です。高齢者の方が今までどおり住み慣れた地域や家庭において、社会と関わり合いながら、いつまでも健康で生きがいのある生活を維持し、安心して暮らせるよう、要支援・要介護状態にならない、重症化させないといった、健康づくりや介護予防の取り組みを推進するとともに、社会参加できる環境づくりに努めます。

また、認知症高齢者も増加傾向であることから、認知症を支える地域づくりに向けて、認知症に関する知識等の普及啓発に努め、地域での見守り支援体制づくりを推進します。

さらに、東日本大震災から4年が経過しましたが、被災された方をはじめ、高齢者のみ世帯など、援護を必要としている方が安心して生活できる環境づくりのため、地域包括支援センターが中核となり、地域に密着した相談支援体制の充実を図ります。

2. 暮らしやすい福祉のまちづくり

高齢者の方が健康でいきいきとした生活を送れるよう、ボランティア活動への支援を実施するほか、シルバー人材センター、老人クラブの活動支援等、元気な高齢者の就労支援や社会奉仕に取り組む活動に対し、引き続き社会参加・生きがいづくりの支援を行います。

また、ひとり暮らし高齢者の方に対する軽易な日常生活上の援助や、急病や災害などの緊急時に迅速な対応を図るための家庭用緊急通報機器の貸与、配食サービスの支援を継続し、暮らしやすい福祉のまちづくりを目指します。

3. 介護保険サービスの更なる充実

要介護者・要支援者に対しては、それぞれ介護サービス・介護予防サービスを切れ目なく提供することにより、重度化を防ぐとともに要介護度の軽減を図り、高齢者の方が生きがいを持って生活できるよう、支援を行っていきます。

特に、75歳以上の高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、在宅サービスの整備やグループホームの誘致を図るなど、地域の特性に応じたサービスの提供に努め、認知症になっても、自立し希望した生活が続けられるよう支援します。

4 施策の体系

基本理念

健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜

基本目標

1. 介護予防のまちづくり

～地域支援事業として実施～

介護予防・日常生活支援総合事業	<p>【介護予防・生活支援サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・軽度生活援助 ○通所型サービス ○生活支援サービス ○介護予防ケアマネジメント事業 	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の開催 ・わくわくシニアフェスティバル ○地域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業
<p>※介護保険制度の改正により、計画期間中に上記の“新しい総合事業”へと移行され、多様なサービスとして実施されます。</p>		
包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談支援事業 ○権利擁護事業 ○地域ケア会議の開催 ○包括的・継続的マネジメント事業 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症総合支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者見守り事業 (SOSネットワーク事業) ・サポーター養成講座 ・傾聴ボランティア養成 ・認知症カフェ ・認知症ケアパスの作成
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付費等費用適正化事業 ○家族介護継続支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○緊急医療情報キット配付事業 	

2. 暮らしやすい福祉のまちづくり

～高齢者福祉施策として実施～

【福祉サービス】

- 軽度生活援助事業
- 緊急通報体制等整備事業
- 配食サービス事業

※計画期間中に新しい総合事業へ移行

【社会参加・生きがいづくり対策】

- ボランティア活動の支援
- シルバー人材センター
- 老人福祉センター
- 老人クラブ
 - ・社会奉仕活動
 - ・教養講座開催
 - ・スポーツ活動

3. 介護保険サービスの更なる充実

～保険給付として実施～

【居宅介護サービス】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売

【介護予防サービス】

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売

【地域密着型サービス】

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護（仮称）

【介護予防地域密着型サービス】

- ・介護予防地域密着型通所介護（仮称）

【その他の居宅介護サービス】

- ・住宅改修
- ・居宅介護支援計画作成

【その他の介護予防サービス】

- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援計画作成

【施設サービス】

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

第5章 施策の展開

1 介護予防のまちづくり

(1) 地域支援事業

1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型

要支援者と基本チェックリスト該当者を対象に、訪問介護の専門職や、NPO、民間企業団体、ボランティア等の多様な担い手による生活援助サービスを提供し、在宅生活の継続を支援します。

イ 通所型

要支援者と基本チェックリスト該当者を対象に運動機能向上のための機能訓練等を提供します。

元気茶屋（老人福祉センター「浜風」内）を活用して、身体状態に合わせた運動メニューを提供することで、切れ目のない支援を行います。

デイサービスからも移行可能な集いの場を提供します。

ウ 生活支援サービス

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、これまで高齢者福祉施策で実施してきた事業（軽度生活支援事業、緊急通報体制等整備事業、配食サービス事業）の内容を見直し、多様な生活支援の整備・充実を図ります。また、その担い手として、高齢者の社会参加を促します。

エ 介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターが直接または、居宅介護支援事業所への委託にて要支援者と基本チェックリスト該当者に対してアセスメントを行い、身体状態や置かれている環境等に応じて、ご本人が在宅生活を継続できるようケアプランを作成します。

② 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

各種健康診査申込み回収に合わせて、基本チェックリスト該当者の把握を行います。地区において行われる見守り活動や民生委員などとの連携のもと、何らかの支援が必要な方の把握に努めます。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防教室の活動を支援するとともに、合同の交流会を行い既存の教室の活性化を行います。

ウ 地域介護予防活動支援事業

各地区介護予防教室等において運動指導や食生活改善などの指導する者の育成・支援を行います。また、地域における住民主体の介護予防活動の育成支援を行います。

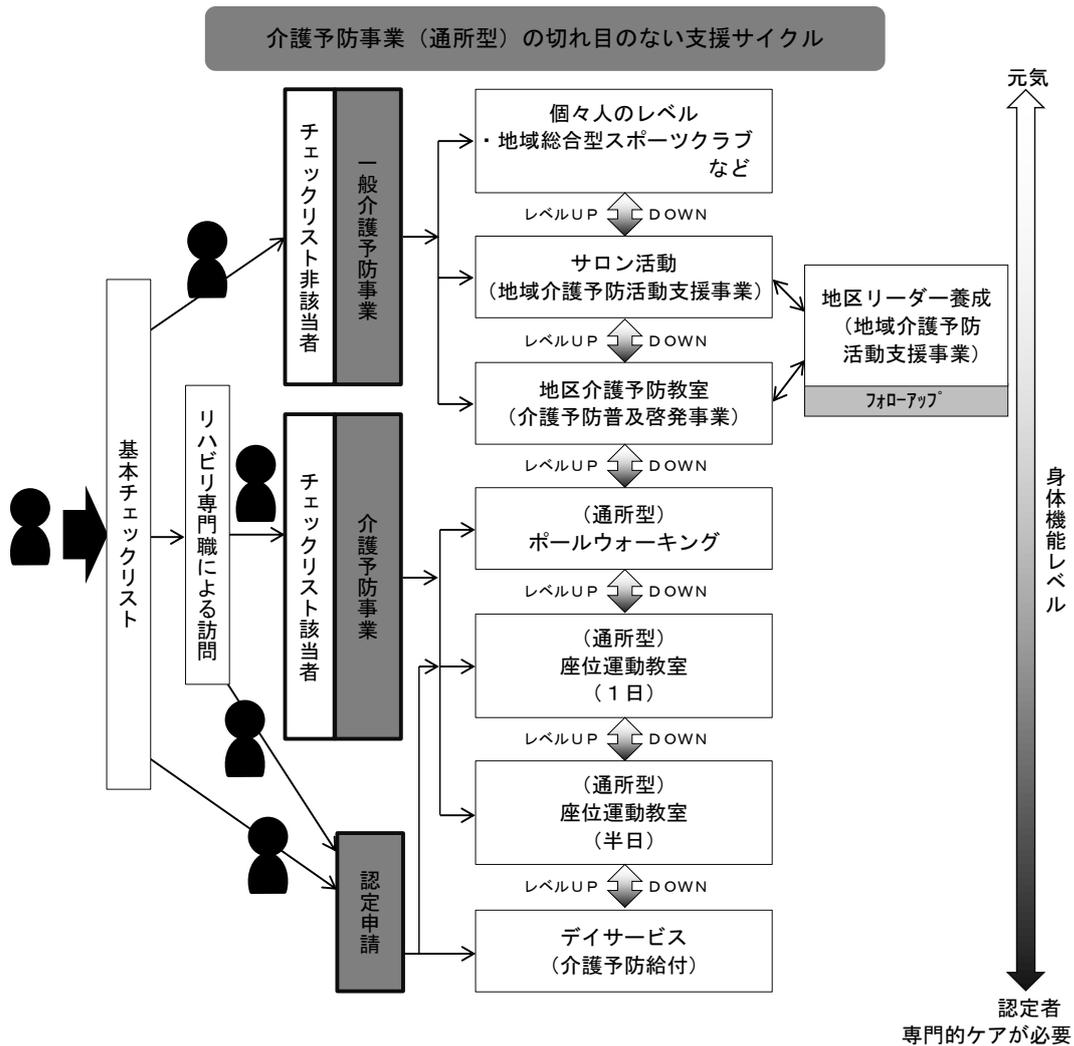
エ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の評価のために介護保険計画の目標値の達成状況を検証します。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

【介護予防事業（通所型）の切れ目のない支援サイクル】



2) 包括的支援事業

○総合相談支援・権利擁護事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、相談窓口の周知、高齢者の心身の状況や生活の実態を幅広く把握し、必要な支援を行います。

また、関係機関などと相互のネットワーク構築を図り、継続的・専門的な相談支援を行うとともに、高齢者の権利を守るため、成年後見制度の活用や高齢者虐待への対応などの支援を行います。

○包括的・継続的マネジメント事業

ケアマネジャーの日常的業務に対して専門的な見地からの個別指導・相談やケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導・助言を行い、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的・継続的に支援を行います。

○地域ケア会議の開催

地域ケア会議を開催し、個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築などを行うことによって、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その課題を地域づくり・社会資源の開発や政策等の充実によって解決していくことで、高齢者への支援への土台となる社会資源の整備を図っていきます。

○在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進します。具体的には地域の医療・介護サービス資源の把握と課題の抽出・対応協議を行い、宮城県のアクションプランと整合性を図りながら地域住民への普及啓発を行っていきます。

なお、相談窓口となる在宅医療・介護連携支援センターの設置、及び連携を可能にするための研修、情報共有ツールの作成、提供体制の構築などは、二次医療圏内の関係市町や医師会と連携のもとに進めていきます。

○生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）」や「協議体」の設置などを通じて、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるような取り組みを進めます。

○認知症総合支援事業

高齢化に伴い今後予想される認知症の増加に対応するため、認知症地域支援推進員の設置、認知症初期集中支援推進事業（認知症ケアパスの作成・普及）、認知症ケア向上推進事業（認知症カフェ、認知症ケアに携わる多職種協働研修）などを行い認知症の人と家族の在宅介護を支援する体制を整備していきます。

なお、認知症初期集中支援チームの設置については専門医の調整を図り設置を進めていきます。

3) 任意事業

○介護給付費等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化を図るため、介護給付について必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかなどの検証を行います。

○家族介護継続支援事業

・介護用品支給事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者で常時失禁状態にある方に対し、紙おむつの支給を行います。

・家族介護者交流事業

介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、高齢者の介護をしている家族の方を対象に家族同士の相互交流やリフレッシュ研修を行います。

・家族介護支援レスパイト

在宅の要介護高齢者等を介護している家族の方が、緊急・その他やむを得ない事情により介護ができない状態になったとき、高齢者の方が一時的に施設へ短期入所することで家族の方の介護負担を軽減いたします。

○成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等に不利益な結果を招くことを防ぐため、成年後見制度の周知及び成年後見制度に関する相談、申立に要する支援を行います。

○緊急医療情報キット配布事業

高齢者の安全と安心の確保を図るため、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方に対し、かかりつけ医療機関、持病等の緊急時に必要な情報を保管する緊急医療情報キットの配布を行います。

(2) 地域支援事業における費用見込み

【地域支援事業における費用見込み】

(単位：千円)

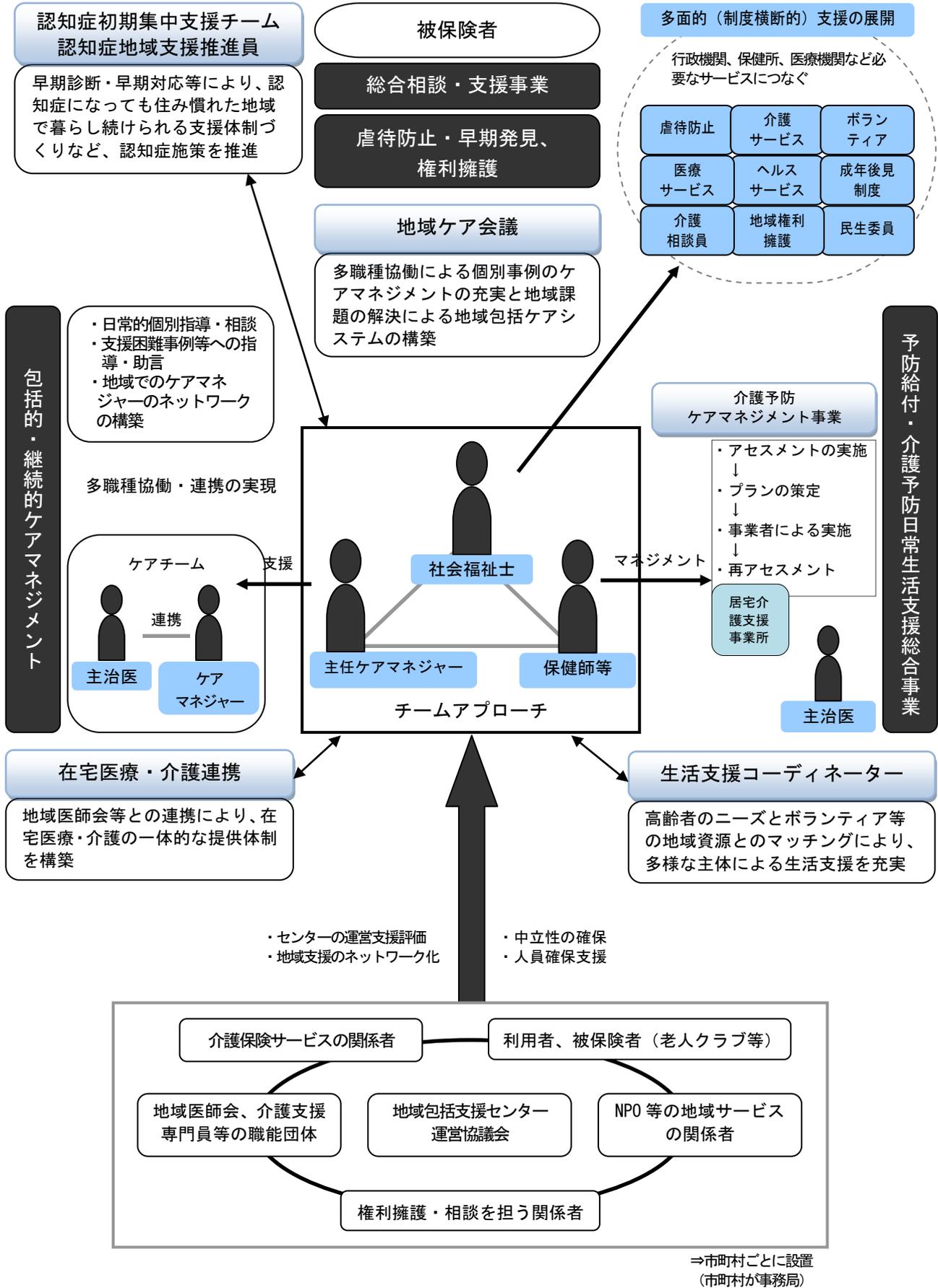
種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防・日常生活支援総合事業	14,600	15,200	50,000
包括的支援事業・任意事業	29,400	30,400	31,000
地域支援事業合計	44,000	45,600	81,000

(3) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、人口がおおむね1万5千人～3万人に1か所が目安とされており、本町では、平成18年度当初に1か所設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職を配置しています。

高齢者・介護認定者数・サービス利用者数が増加していく中、一人ひとりの要介護状態を改善・予防するため、地域支援事業や新予防給付事業へ積極的に取り組むとともに、関係機関相互のネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援を行います。

【地域包括支援センターのイメージ】



2 暮らしやすい福祉のまちづくり

(1) 福祉サービス

①軽度生活支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者の方へ軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した日常生活の継続を目指し、要介護状態への進行を防止するサービスです。

【今後の方向性】

住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう介護予防の取り組みのひとつとしてひとり暮らし高齢者の方に必要な援助を行います。

②緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者の方を対象とし、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報体制の整備を行うもので、家庭用緊急通報機器を貸与し、安心して日常生活を送ることができるよう支援するサービスです。

【今後の方向性】

ひとり暮らしの高齢者の方が安心して暮らせるよう消防・警察・医療機関・地域の協力体制との連携を密にして緊急通報体制の整備を進めます。

③配食サービスの実施

虚弱なひとり暮らしなどで調理が困難な高齢者の方へ、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、高齢者の方の安否確認を行うサービスです。

【今後の方向性】

健康の維持と安否確認に有効なサービスとして、今後も引き続き栄養バランスに配慮し、利用者の方の希望や嗜好のニーズに対応しながら実施します。

(2) 社会参加・生きがいつくり対策

①ボランティア活動の支援

地域福祉の推進のためには、様々なボランティア活動への支援は欠かせません。

本町では、高齢者の生きがいつくり、健康づくりの支援のために、「ボランティア友の会」をはじめ、多くのボランティアと協力していきます。

また、認知症サポーターの育成をはじめ、高齢者などが保健福祉サービスを積極的に利用できるように啓発、助言を行いながら、地区ごとの民生委員・児童委員の協力のもと、支援体制を整備していきます。

②シルバー人材センター

年々増加している高齢者の就業機会の増大を図るとともに、高齢者の経験、能力を生かした活力あるまちづくりを行うため、シルバー人材センターの活動を支援していきます。

③老人福祉センター

老人福祉センター「浜風」の運営を行い、各種事業の実施を通して、高齢者の憩いと交流の場を整備していきます。

④老人クラブ

老人クラブは、地域における高齢者の役割を果たすための高齢者自身による自主的かつ積極的な活動の場として、社会奉仕活動、高齢者自身の生きがい高めるための各種活動や健康づくりの活動を実践しています。

現在は、中央に老人クラブ連合会があり、各地区に単位老人クラブがあります。

近年は、加入率が減少している傾向にありますが、高齢者は今後の地域活動の主要な担い手として期待されており、今後も積極的に活動支援を行います。

○社会奉仕活動

ひとり暮らし高齢者などへの友愛訪問活動、清掃奉仕、児童・生徒の交通安全奉仕、地域美化運動、地域の催し物に対する協力等を行います。

○教養講座開催

健康教育講座、社会問題等教養講座、生きがい講座、交通安全教育、郷土文化等の講座を行います。

○スポーツ活動

体力テスト、レクリエーション活動、ニュースポーツ等を行います。

3 介護保険サービスの更なる充実

(1) サービスの種類

介護保険サービスの体系は、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスに分類され、また、マネジメントは、居宅介護支援計画作成と介護予防支援計画作成の2種類です。

なお、「介護予防地域密着型通所介護（仮称）」「地域密着型通所介護（仮称）」については、平成28年度から提供される予定であることから、現在はサービス名を仮称としています。

■介護予防給付（要支援1・2を対象としたサービス）

介護予防サービス (12種類)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護（老健） ・介護予防短期入所療養介護（病院等） ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護 予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防地域密着型通所介護（仮称）※ 	
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援計画作成 ・介護予防住宅改修 	

※利用定員18人以下の通所介護事業所が平成28年度から地域密着型通所介護へ移行予定

■介護給付（要介護1～5を対象としたサービス）

居宅サービス (12種類)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護（老健） ・短期入所療養介護（病院等） ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・特定施設入居者生活介護
地域密着型介護 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型通所介護（仮称）※
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援計画作成 ・住宅改修 	
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 	

※利用定員18人以下の通所介護事業所が平成28年度から地域密着型通所介護へ移行予定

(2) 利用対象者の推計

①改定後要介護認定者（介護予防後：再掲）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計	881	927	992
要支援1	32	35	40
要支援2	88	93	101
要介護1	135	143	152
要介護2	212	222	236
要介護3	174	182	194
要介護4	131	138	147
要介護5	109	114	122

②施設・居住系サービス利用者数

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設の利用者数は、過去の実績の利用傾向等を加味して想定しました。4施設の合計で、平成27年度～平成29年度で176人と見込んでいます。

施設種別	介護度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設利用者計		176	176	176
介護老人福祉施設	要支援1			
	要支援2			
	要介護1	2	1	1
	要介護2	5	1	1
	要介護3	20	20	15
	要介護4	18	21	23
	要介護5	17	19	22
	計	62	62	62
介護老人保健施設	要支援1			
	要支援2			
	要介護1	3	2	1
	要介護2	15	10	5
	要介護3	20	22	23
	要介護4	23	25	27
	要介護5	22	24	27
	計	83	83	83
介護療養型 医療施設	要支援1			
	要支援2			
	要介護1	0	0	0
	要介護2	0	0	0
	要介護3	0	0	0
	要介護4	1	1	1
	要介護5	1	1	1
	計	2	2	2
地域密着型 介護老人福祉施設	要支援1			
	要支援2			
	要介護1	0	0	0
	要介護2	2	2	0
	要介護3	10	9	8
	要介護4	11	12	13
	要介護5	6	6	8
	計	29	29	29

認知症高齢者共同生活介護と特定施設入居者生活介護利用者数についても、過去の実績の利用傾向等を加味して想定しました。居住系サービスの合計で、平成27年度に24人、平成28年度に36人、平成29年度に43人と見込んでいます。

施設種別	介護度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居住系サービス利用者計		24	36	43
認知症高齢者 共同生活介護	要支援1			
	要支援2	0	0	0
	要介護1	0	3	2
	要介護2	2	5	7
	要介護3	1	4	6
	要介護4	2	3	4
	要介護5	1	1	2
	計	6	16	21
特定施設 入居者生活介護	要支援1	0	0	0
	要支援2	1	1	1
	要介護1	6	7	8
	要介護2	4	5	6
	要介護3	2	2	2
	要介護4	3	3	3
	要介護5	2	2	2
	計	18	20	22

③居宅サービス等受給者数の推計

居宅サービス等受給者数は、平成27年度で560人、平成29年度で629人、計画期間内で69人増加すると見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	17	18	19
要支援2	63	65	70
要介護1	89	95	104
要介護2	165	173	185
要介護3	115	121	130
要介護4	68	70	72
要介護5	43	46	49
計	560	588	629

■サービス量の見込み（一覧）

高齢者人口の伸び、介護保険サービス種類別の利用率や利用回数などを、過去の実績を加味して算出すると、平成27年度～平成29年度までの計画期間における各サービスの見込量は以下ようになります。

項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1. 居宅介護サービス						
訪問介護	回/年	34,667	33,762	35,220	37,177	40,015
訪問入浴介護	回/年	1,235	1,174	1,747	2,180	3,090
訪問看護	回/年	3,267	3,645	3,918	4,091	4,195
訪問リハビリテーション	回/年	914	1,183	1,076	1,151	1,204
居宅療養管理指導	人/年	882	1,073	1,272	1,308	1,380
通所介護	回/年	31,946	34,894	47,692	32,411	35,504
通所リハビリテーション	回/年	5,085	4,594	6,142	6,811	7,112
短期入所生活介護	日/年	3,819	4,194	4,756	4,897	5,130
短期入所療養介護（老健）	日/年	821	753	1,156	1,204	1,265
短期入所療養介護（病院等）	日/年	534	441	420	436	504
特定施設入居者生活介護	人/月	12	12	17	19	21
福祉用具貸与	人/月	197	232	262	270	279
特定福祉用具販売	人/月	4	5	5	5	6
2. 地域密着型サービス						
小規模多機能型居宅介護	人/年	36	36	36	36	36
認知症対応型共同生活介護	人/月	7	5	6	16	21
介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	15	29	29	29	29
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	8	9	10
地域密着型通所介護（仮称）	人/月	—	—	0	140	150
3. その他のサービス						
住宅改修	人/月	3	3	3	4	4
居宅介護支援計画作成	人/月	384	420	477	495	515
4. 施設サービス						
介護老人福祉施設	人/月	61	59	62	62	62
介護老人保健施設	人/月	82	78	83	83	83
介護療養型医療施設	人/月	5	3	2	2	2

項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1. 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	人/年	169	210	264	264	48
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0	1	1	1
介護予防訪問看護	回/年	82	22	8	8	8
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	29	24	149	293	317
介護予防居宅療養管理指導	人/年	9	7	12	12	12
介護予防通所介護	人/年	541	610	708	540	132
介護予防通所リハビリテーション	人/年	116	100	60	72	84
介護予防短期入所生活介護	日/年	24	2	7	7	7
短期入所療養介護（老健）	日/年	0	9	13	13	13
短期入所療養介護（病院等）	日/年	0	0	13	13	13
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	人/月	17	24	33	34	38
特定介護予防福祉用具販売	人/月	1	1	2	2	3
2. 地域密着型介護予防サービス						
介護予防地域密着型通所介護（仮称）	人/月	—	—	0	16	12
3. その他介護予防サービス						
介護予防住宅改修	人/月	1	1	2	2	2
介護予防支援計画作成	人/月	70	78	86	90	53

■サービス給付費の見込み（一覧）

種類	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護給付費	千円	1,178,765	1,184,174	1,349,772	1,399,537	1,474,396
予防給付費	千円	35,330	38,354	41,035	44,103	18,829
総給付費	千円	1,214,095	1,222,528	1,390,807	1,443,640	1,493,225

※介護給付費は現在の暫定値です。介護報酬や今後の精査により変更の可能性があります。
 ※百の位以下を四捨五入して表示してあるため、合計が合わない場合もあります。

項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1 居宅サービス						
訪問介護	千円	106,029	98,497	101,357	104,414	109,267
訪問入浴介護	千円	14,650	13,441	12,490	12,907	14,978
訪問看護	千円	20,416	21,152	20,624	21,249	21,790
訪問リハビリテーション	千円	2,773	3,396	4,506	4,763	4,927
居宅療養管理指導	千円	5,832	7,042	9,698	9,970	10,614
通所介護	千円	267,840	290,575	381,988	258,262	279,963
通所リハビリテーション	千円	79,231	44,652	50,170	52,247	53,358
短期入所生活介護	千円	33,125	34,925	43,333	43,446	44,703
短期入所療養介護（老健）	千円	8,485	7,395	9,302	9,382	9,495
短期入所療養介護（病院等）	千円	7,239	6,175	6,135	6,353	7,351
特定施設入居者生活介護	千円	27,305	28,284	34,121	38,076	42,807
福祉用具貸与	千円	30,800	36,144	41,695	42,655	43,847
特定福祉用具販売	千円	1,116	1,668	899	970	1,106
2 地域密着型サービス						
小規模多機能型居宅介護	千円	7,426	7,355	7,357	7,422	7,475
認知症対応型共同生活介護	千円	19,373	14,967	16,500	25,849	40,380
介護老人福祉施設入所者生活介護	千円	39,107	74,733	84,126	85,003	86,687
地域密着型通所介護（仮称）	千円	—	—	—	144,400	155,400
3 その他サービス						
住宅改修	千円	3,496	3,586	2,961	3,161	3,567
居宅介護支援計画作成	千円	61,556	69,333	78,144	80,756	83,794
4 施設サービス						
介護老人福祉施設	千円	179,972	166,362	175,069	177,079	178,989
介護老人保健施設	千円	269,751	244,575	265,383	267,259	269,984
介護療養型医療施設	千円	22,843	9,917	3,914	3,914	3,914

項 目	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	千円	3,342	4,242	5,629	5,921	829
介護予防訪問入浴介護	千円	0	0	11	11	11
介護予防訪問看護	千円	261	66	16	16	16
介護予防訪問リハビリテーション	千円	81	67	348	686	742
介護予防居宅療養管理指導	千円	42	30	146	146	146
介護予防通所介護	千円	19,351	20,751	24,282	18,860	4,157
介護予防通所リハビリテーション	千円	5,377	4,339	2,960	3,180	3,228
介護予防短期入所生活介護	千円	167	19	13	13	13
介護予防短期入所療養介護（老健）	千円	0	70	25	25	25
介護予防短期入所療養介護（病院等）	千円	0	0	25	25	25
介護予防特定施設入居者生活介護	千円	0	566	23	23	23
介護予防福祉用具貸与	千円	829	1,314	1,857	1,959	2,189
特定介護予防福祉用具販売	千円	312	220	378	382	388
2 地域密着型介護予防サービス						
介護予防地域密着型通所介護（仮称）	千円	—	—	—	7,173	3,000
3 その他介護予防サービス						
介護予防住宅改修	千円	1,980	2,707	1,045	1,195	1,392
介護予防支援計画作成	千円	3,588	3,961	4,277	4,488	2,645

■平成 27～29 年度における介護保険料の推計

第 1 号被保険者の介護保険料については、介護保険事業や地域支援事業の事業費の見込みをもとに推計します。

現時点では、基準額（月額）5,800～5,900 円程度になる見込みとなっております。